

令和6年1月31日

支部長 殿

(一社) 富山県建築組合連合会
会長 根塚 三起生

応急仮設木造住宅建設就労者の CCUS 技能者登録について

このことについて下記のとおり案内しますので、参加予定者への周知をお願いします。

記

1. CCUS 技能者登録に関する基本的な方針・対応策
 - ・ 就労者の CCUS 登録は義務付けない。
 - ・ ただし CCUS 登録希望者に対しては、全建総連が認定登録機関を臨時開設し支援する。
 - ・ 対象者は今回の就労者のみとする。
 - ・ 登録料 4,900 円 (詳細型のみ) は登録者本人の負担とする。ただし県連から 2,000 円の助成がある。
 - ・ CCUS の登録は事業者登録と技能者登録があり、今回の技能者登録にあたっては主幹事工務店のタカノホームが事業者登録し、その下に各就労者が技能者として登録する。
 - ・ したがって仮設住宅建設終了後、事業者登録を本来の事業者にする場合は、変更の手続きが必要となる。

2. 登録に必要な書類・写真等
 - 本来、多くの情報提供が必要であるが、今回は緊急時であり、登録者の氏名等のみを申請書に記載し提出する。
 - (1) 技能者情報登録申請書 (1 / 10) (別添)
 - (2) # (2 / 10) (別添)
 - (3) 顔写真 (撮影 6 カ月以内 カラー 対 45 対 35 mm)
*スマホ等による撮影データでも可
 - (4) 登録料の払込受領書等
 - (5) 運転免許書の写し

3. 登録申請

上記2の書類等、データを現場に持参し、全建総連事務局に提出し登録を行なう。

なお(1)(2)(3)(5)は現地に行く前に事前に準備し、持参する。

(4)は振込用紙が事前に準備できないため、現地で全建総連事務局よりもらい受け、コンビニで支払い後、他の様式等と併せて、事務局に提出する。

4. 添付書類

(1) 技能者情報登録申請書 (1/10)

(2) " (2/10)

5. その他

申請書を県連HPに掲載する。

以上